

2012年9月14日

弁護士 溝呂木雄浩様

(社) タバコ問題情報センター代表理事
月刊『禁煙ジャーナル』編集長
渡辺 文学
102-0072 千代田区飯田橋 2-1-4
九段セントラルビル 203

『サンデー毎日』誌におけるあなたの発言について公開質問状

前略 このほど発売された『サンデー毎日』(2012/9/23)で「“分煙社会”のための喫煙権をいま議論すべき」と題する記事が掲載されました。

執筆したのはジャーナリスト・山田厚俊氏ですが、内容は、あなたの発言を中心にまとめたものです。あなたは、神奈川、兵庫各県条例の施行、そして飲食店やタクシーの禁煙化に異議を唱えています。しかし、この発言の内容はタバコ問題の無理解、偏見に満ちたものです。これは、長年非喫煙者の保護をめざして市民運動に真剣に取り組んできた私たちにとって看過できないものであり、「公開質問状」を送らせて頂きました。

あなたは『嫌煙権』と『喫煙権』がまるで対立概念であるかのような考え方に立脚していますが、「喫煙権」というものが考えられるとしても、それは受動喫煙をしないということが前提でなくてはなりません。あなたは『『喫煙権』がなおざり』などと主張しておられますが、受動喫煙を受忍することによって成り立つ「喫煙権」などは存在し得ないというのが、すでに各国の共通認識です。受動喫煙させる行為は人権侵害であり、国民をタバコの煙から守らなければならないとすることで世界各国の認識は一致しています。

またあなたの「国交省は“通達”で全国のタクシー協会に禁煙化を促し、……役所が姑息な手を使い、業界団体がお上に従ったわけです」との発言は全く事実と反しています。国交省が禁煙化を促した事実はなく、タクシー禁煙化を求める私たち市民団体の要望を協会が結果的に受け入れたものです。国交省は私たちの要望に対しては、「業界が決めること」として無視し続けてきました。

事実、政府は現在、日本たばこ産業株式会社(JT)の株を50%以上も保有し、「たばこ規制枠組み条約」(FCTC)を締結しているにもかかわらず、JTを擁護する「たばこ事業法」を温存させ、タバコ規制対策に及び腰であることから、現在、WHOをはじめ、加盟国から厳しく追及・非難されています。

今回のあなたの発言内容は、事実と反するだけでなく、疫学に関する基本的な間違いもあり、世界各国や日本国内で真面目に禁煙推進に取り組んでいる市民団体の活動を軽視し理解していないものであり、断じて許すことはできません。

第二東京弁護士会のホームページを拝見しますと、「市民に最も身近な法律家の団体として、市民の権利を守り、社会正義を実現するために提言をします」と書かれています。

私たちは、タバコの煙に悩む多くの非喫煙者を救いたいと 30 年以上にわたって禁煙・嫌煙権運動に懸命に取り組んで参りました。また、世界的世論は、タバコ会社を「公害企業」「犯罪企業」さらには「現代の死の商人」(Modern Merchants of Death) と位置づけ、社会正義に反する産業として、厳しく追及しています。このことを考えますと、あなたの発言は第二東京弁護士会の活動趣旨に全くそぐわないと言わざるを得ません。

つきましては、以下の質問にお答えくださるよう要望します。

- 1) あなたは「たばこ規制枠組み条約」の冒頭で、「タバコは疾病および障害をおこすことが科学的証拠により明らか」と断定していることを認識され、今回の発言を撤回してはいかがでしょうか。
- 2) あなたは、周囲の非喫煙者の健康を侵してでも「喫煙権」を主張されますか。
- 3) タバコをめぐる国際会議で、タバコ会社が「公害企業」「死の商人」と位置付けられていることに対して、あなたは反対されるのですか。反対されるなら、このような企業にどのような「社会正義」が存在するとお考えですか。
- 4) 第二東京弁護士会のホームページを拝見しますと「市民の権利を守り、社会正義を実現するための提言をします」と書かれています。禁煙推進の市民運動やタバコ関連の訴訟（現在まで 44 件あり、勝訴はわずか 1 件）に取り組んでいる弁護士の取り組みについて、あなたはどのような理由で反対されるのですか。

上記の質問につき、本年 9 月 30 日までに書面にて回答をお願いいたします。

なお、この質問とご回答、あるいは万一回答がなかった場合は、そのことを一般公開させていただきますのでご了承ください。

草々

CC：第二東京弁護士会・橋本副孝会長／サンデー毎日・瀧永秀一郎編集長
大橋巨泉氏／松沢成文氏